

判決要旨

注記 : 判決要旨 (頭書) は、本件に関して発表されるのと同様に、可能な場合には判決理由が発行される時点においても発表される。判決要旨は当裁判所の判決の一部を構成するものではなく、読者の便宜のために判決報告官 (Reporter of Decisions) により作成されたものである。 *United States v. Detroit Timber & Lumber Co.*, 200 U.S. 321, 337) を参照。

合衆国最高裁判所

判決要旨

申立人 ABITRON AUSTRIA GMBH 他
対 HETRONIC INTERNATIONAL, INC.

連邦第 10 巡回区控訴裁判所に対する移送命令

事件番号 21-1043 2023 年 3 月 21 日弁論 - 2023 年 6 月 29 日判決

本件において当裁判所は、合衆国法典第 15 編 (15 U.S.C.) の第 1114 条(1)および第 1125 条(a)(1)の米国外での適用に関する判断を求められている。これら二つの規定は、商標侵害の禁止を定めたランハム法 (連邦商標法) の規定である。本件は、Hetronic (米国企業) と外国人当事者 6 名 (以下「Abitron」と総称する) との間で発生した商標紛争に関する事案である。Hetronic は建設設備用の無線リモコンの製造に従事している。Abitron はかつて Hetronic の認可を受けた販売代理店であったが、その後 Hetronic の知的財産の大半について所有権を主張し、自らが販売する製品に Hetronic の商標を使用し始めた。

Hetronic は、ランハム法の二つの関連規定に基づき、オクラホマ西地区の地方裁判所に Abitron に対する商標権侵害訴訟を提起した。これら二つの規定はいずれも保護対象の商標を商取引において不正に使用することを禁じるものであり、特にその使用が混同を生じさせる可能性がある場合を想定している (第 1114 条(1)(a)、第 1125 条(a)(1)を参照)。Hetronic は、Abitron が世界各地で実行した侵害行為につき損害賠償を請求した。これに対し Abitron は、Hetronic が求めているようなランハム法の域外適用は禁じられていると主張した。地方裁判所は Abitron の主張を斥け、後に行われた陪審裁判によって、Abitron による Hetronic の商標の世界的な使用に關係して生じた損害につき約 9,600 万ドルの損害賠償が認定された。地裁はさらに、Abitron が Hetronic の商標を使用することを世界のあらゆる地域について禁じる的差止命令を言い渡した。控訴を審理した第 10 巡回区控訴裁判所は地裁が発行した差止命令の適用範囲を狭めたが、その他の点では原判決を支持し、ランハム法は「[Abitron によって] 外国でなされた侵害行為すべて」に適用されると結論した。

判決要旨

判示：域外適用否定の推定が適用されるため、ランハム法の第 1114 条(1)(a)と第 1125 条(a)(1)は合衆国の法域外では適用されず、合衆国内の商取引における侵害的な使用の主張のみに適用されることになる。Pp. 3-15

(a)域外適用否定の推定 (presumption against extraterritoriality) は、「連邦議会によって制定された法律の適用は、別段の意図が示されない限り、合衆国の地理的法域内に限定されるべきである」という長年の原則を反映したものである。 *Morrison v. National Australia Bank Ltd.*, 561 U.S. 247, 255。この推定は「外国での行為に合衆国法が適用された場合に結果的に生じうる国際的な不和を避けるのに役立つ」ものであり、「連邦議会は一般に国内的な懸案事項を想定しているという常識的な観念」を反映している。 *RJR Nabisco, Inc. v. European Community*, 579 U.S. 325, 335-336。

この推定の適用には、2段階のフレームワークが必要になる。第1段階では、その法律が域外適用を想定したものであるか否かが問われる。このステップでは、「争点となる規定が『国外での行為に適用されるべきである』旨を連邦議会が『断定的かつ明確に指示』しているか否か」が問題となる (*Id.*, at 335)。連邦議会がそのような指示を与えている場合、その規定は合衆国の法域外で適用されることになる。そうでない場合、その規定は合衆国の法域外では適用されないことになり、第2段階のフレームワークが適用される。第2段階では、その訴訟が当該規定について(許容される)国内での適用を求めているのか(許容されない)域外適用を求めているのかが判断される。裁判所がこれを判断する際には、争点となる規定の根底にある連邦議会の関心の「焦点」(focus)を明らかにした上で (*Id.*, at 336)、「その焦点に関係する行為が合衆国領内で起こったか否かが問われる」ことになる。 *WesternGeco LLC v. ION Geophysical Corp.*, 585, U.S. __, __ ゆえに、制定法の域内適用に関わる請求を立証するためには、「原告は『制定法の焦点に関係する行為が合衆国内で発生したこと』を立証しなければならない。」 *Nestlé USA, Inc. v. Doe*, 593 U.S. __, __ (強調箇所は筆者による)。この第2段階は、国内での行為と国外での行為の両方に關わる請求に対して域外適用否定の推定を適用するにあたって問題になる行為とならない行為を分別することを意図したものである。要するに、国内での行為に関する請求が成立しない可能性があるのに域外適用否定の推定を論じても無意味であろうと当裁判所は長年認識していたのである。参照：*Morrison*, 561 U.S., at 266。Pp. 3-5

(b)本件の争点となった規定には域外適用に関する明示的な記述はなく、この規定が上記の推定にも関わらず国外でも適用される「稀な」規定であることを明瞭に示唆しているわけでもない。いずれの規定も、「混同を惹起する可能性がある」場合に「商取引において」(in commerce) 保護対象の商標を使用することを禁じているだけである(第 1114 条(1)(a)、第 1125 条(a)(1))。ランハム法の「商取引」(commerce) の定義---「連邦議会が合法的に規制することができるすべての商取引」(第 1127 条)---は域外適用否定の推定を覆すと *Hetronic* は主張している。だが、「commerce」という語の定義の中で「『外国での商取引』(foreign commerce) に明示的に言及している……制定法の規

判決要旨

定ですら」域外で適用できないことがあると当裁判所が繰り返し判示してきたことが、*Hetric* の主張を頓挫させた。*Morrison*, 561 U.S., at 262-263)。Pp. 5-7

(c) 第 1114 条(1)(a)と第 1125 条(a)(1)は域外適用されないため、裁判所は第 2 段階のフレームワークに従い、請求が当該規定の「域内での」 (domestic) 適用に関わる場合について検討しなければならない。適正な判断基準に基づいて言えば、許容される域内適用に関して究極的な問題となるのは、制定法の焦点 (focus) に関する行為が実行された場所である。しかし、本件における当事者間の論争の大半はこの重要なポイントを見失っており、関連規定の「焦点」を中心として議論が展開され、「その焦点に関する行為」に関する議論がなされていない。*WesternGeco*, 585 U.S., at ____。第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)の焦点は商標の侵害的使用の禁止であると *Abitron* は主張し、これに対し *Hetric* は、商標権者の営業上の信用 (goodwill) の保護と消費者による混同の防止の二つが両規定の焦点であると主張している。法廷助言者 (amicus curiae) として意見を提出した合衆国は、これらの規定の焦点は専ら消費者側の混同可能性にあると主張する。当事者全員が自らの主張の根拠を *Steele v. Bulova Watch Co.*, 344 U.S. 280 (1952) に求めていたが、*Steele* 事件は国内での行為と国内的な混同発生の可能性の両方に関係しているため、この事件の判例は、本件において当該規定の域内適用を判断する際に答を提供するものではない。

許容される域内適用に関わる究極の問題は、制定法の焦点に関する行為が実行された場所である。参照：*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337 等。各当事者がいずれの焦点を選ぶかに関わらず、それぞれの焦点に関する行為 (conduct) とは、同法が定義するところの「商取引における侵害的な使用」である。この結論は、両方の規定の条文と文脈から導かれたものである。問題の二つの規定はいずれも、保護された商標の「商取引における」不正な「使用」が「混同を惹起する可能性がある」場合に、そのような使用を禁じている。言い換えれば、連邦議会がここで規定している商取引における商標の使用には、一定の条件が付されている。もちろん、問題の規定によって禁止される行為は混同に関して十分なリスクを生じせるものでなければならないが、混同が独立した要件となっている訳ではない。どちらかといえば、混同は単に、侵害に相当する使用が必ず備えている特徴なのである。連邦議会は特定の行為 (商取引における特定の種類の使用) に基づく法的責任を定めているが、その特定の行為こそが本日の弁論で提示された焦点すべてに関係する行為だと言えよう。*WesternGeco*, 585 U.S., at ____-____。

結局のところ、第 1114 条(1)(a)と第 1125 条(a)(1)は合衆国の法域外には適用されない。また、これらの規定の適用が域外適用と域内適用のどちらに該当するかを識別する基準を提供するのは、「商取引における使用」 (use in commerce) という行為である。下級審の審理内容は、域外適用に関するこのような解釈に合致していない。Pp. 7-10, Pp. 14-15

10 F. 4th 1016 は破棄され、下級審に差し戻された。

判決要旨

アリート判事が当裁判所の判決理由を起案し、トーマス、ゴーサッチ、カバノー、ジャクソンの各判事がこれに賛同した。ジャクソン判事は判決同意意見を提出した。ソトマイヨール判事は判決同意意見を提出し、ロバート首席判事およびケイガン、バレットの各判事がこれに賛同した。

裁判所の意見

通知事項：本判決理由は、合衆国最高裁判所判例集の予備的印刷版における発行前に形式的な改訂を受けることがある。予備的印刷版の印刷を開始する前の訂正を可能にするため、誤字その他の形式的誤りについては合衆国最高裁判所決定報告官 (Washington, D. C. 20543) に通知するよう読者に要請する。

合衆国最高裁判所

事件番号 21-1043

申立人 ABITRON AUSTRIA GMBH 他
対 HETRONIC INTERNATIONAL, INC.

合衆国第 10 巡回区控訴裁判所に対する移送命令

[2023 年 6 月 29 日]

アリー ト判事が当裁判所の判決理由を起案した。

本件において当裁判所は、合衆国法典第 15 編 (15 U.S.C.) の第 1114 条(1) および第 1125 条(a)(1)の米国外での適用に関する判断を求められている。これら二つの規定は、商標侵害の禁止を定めたランハム法 (連邦商標法) の規定である。当裁判所は域外適用否定の推定を適用し、上記の規定は合衆国の法域外では適用されないため、本件で主張された商取引における侵害的使用が国内でなされた場合に関する主張のみに適用されると判断する。

I

本件は、Hetronic (米国企業) と外国人当事者 6 名¹ (うち 5 名は会社、1 名は個人(以下「Abitron」と総称する)) の間で発生した商標紛争に関する事案である。Hetronic は建設設備用の無線リモコンの製造に従事している。同社は、前記製品の製造販売を行っており、45 か国を超える国において「競合他社の製品から自社製品を区別するために黒と黄色の特徴的な図形」を採用している。10 F. 4th 1016, 1024 (CA10 2021)(下級審判決)。

Abitron は当初 Hetronic の認可を受けた販売代理店として活動していたが、後になって Hetronic の知的財産の大部分に対する権利は自社に帰属しているという結論に達した。前記の知的財産の中には、本件で争点となっている製品の商標が含まれていた。Abitron は Hetronic の製品のリバースエンジニアリングを行った後で Hetronic ブランドの製品の販売を開始したが、これらの製

¹ ここでいう外国企業とは、Abitron Germany GmbH, Abitron Austria GmbH, Hetronic Germany GmbH, Hydronic-Steuersysteme GmbH, ABI Holding GmbH である。

裁判所の意見

品には第三者から調達した部品が組み込まれていた。これらの自社製品を Abitron は主に欧州で販売していたが、米国への直接販売も多少行っていた。

Hetronic は、ランハム法の二つの関連規定に基づき、Abitron を相手どつてオクラホマ西地区の地方裁判所に商標権侵害訴訟を提起した。Hetronic が最初に援用したのは第 1114 条(1)(a)で、この規定は「当該使用が混同もしくは錯誤を生じさせ又は欺瞞するおそれがある場合」に、「商取引において、登録標章の複製……を商品又は役務の販売、販売の申出、頒布又は広告に関連して使用すること」を禁じている。Hetronic はさらに第 1125 条(a)(1)を援用しているが、この規定は「混同を生じさせるおそれがある場合」に保護対象の商標（登録の有無を問わない）の「商取引における使用」を禁じるものである。Hetronic はこれらの規定に基づき、世界各地で発生した Abitron の侵害行為につき損害賠償を請求した。

下級審での審理を通じて、Hetronic は許容されないランハム法の域外適用を求めていたが、Abitron は主張していた。だが、地裁はこの主張を斥け、後に行われた陪審裁判によって、Abitron による Hetronic の商標の世界的な使用に關係して生じた損害につき約 9,600 万ドルの損害賠償が認定された。従って前記の賠償額には、米国の消費者に対する Abitron の直接販売に由来する損害だけでなく、製品の最終的な販売先として米国を指定した外国の購買者に対し外国で行われた製品販売に由来する損害や、最終的に米国で販売されない製品の外国での販売に由来する損害が含まれていた。地裁はその後、Abitron が Hetronic の商標を使用することを世界のあらゆる地域について禁じる差止命令を言い渡した。控訴を審理した第 10 巡回区控訴裁判所は地裁が発行した差止命令の適用範囲を狭めたが、その他の点では原判決を支持した。控訴審は、「合衆国内に及ぼす影響が、本件訴訟に対する適度に強い利害関係を合衆国に与えるに足るだけの特徴と大きさを備えている」という理由で、ランハム法は「[Abitron によって] 外国でなされた侵害行為すべて」に適用されると結論している。10 F.4th, at 1046。

ランハム法の域外適用をめぐる巡回控訴裁判所の見解の分裂を解消するため、当裁判所は上訴請求を受理した。598 U.S. (2023)。

II

A

「『連邦議会によって制定された法律の適用は、別段の意図が明示されていない限り、合衆国の地理的法域内に限定されるべきである』という考え方とは、長年引き継がれた米国法の原則である」。Morrison v. National Australia Bank Ltd., 561 U.S. 247, 255 (2010)。この原則は域外適用否定の推定（presumption against extraterritoriality）と呼ばれる。域外適用否定の推定とは「別の主権領域でなされた行為に対する国内法の適用を否定する推定」である、と当裁判所は繰り返し説明してきた。Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co., 569 U.S. 108, 109 (2013)（Morrison, 561 U.S. 265 を引用）。換言すれば、専ら「外国での行為は一般に外国法の領分に属する」ということである。

裁判所の意見

Microsoft Corp. v. AT&T Corp., 550 U.S. 437, 455 (2007) (変更箇所は省略)。

「外国での行為に合衆国法が適用された場合に結果的に生じうる国際的な不和を避けるのに役立つ」ものであり、「連邦議会は一般に国内的な懸案事項を想定しているという常識的な観念」を反映している。 *RJR Nabisco, Inc. v. European Community*, 579 U.S. 325, 335-336 (2016)。

この推定の適用には、2段階のフレームワークが必要になる。 *Id.*, at 337。第1段階では、その法律が域外適用を想定したものであるか否かが問われる。このステップでは「争点となる規定が『国外での行為に適用されるべきである』旨を連邦議会が『断定的かつ明確に指示』しているか否か」が問題となる (*Id.*, at 335, 337) ; *Kiobel*, 569 U.S., at 117 (連邦議会が「国外で発生した行為に連邦法を適用しようと意図していたか否か」を問うた部分) ; *Nestlé USA, Inc. v. Doe*, 593 U.S. ___, ___ (2021) (slip op., at 3)。ある規定を域外にも適用する旨の明確な指示を連邦議会が与えている場合、「当該規定の域外適用に関して連邦議会が課した制限（課されていない場合もある）」に従い、専ら国外での行為のみを主張した請求に関する手続を進めることができる。 *RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337-338。

当該規定が域外に適用されない場合、この問題の詮議は第2段階に移行する。第2段階では、その訴訟が当該規定について（許容される）域内適用を求めているのか（許容されない）域外適用を求めているのかが判断される。²裁判所がこれを判断する際には、争点となる規定の根底にある連邦議会の関心の「焦点」(focus) を明らかにすることから始めなければならない。 *Id.*, at 336。

「制定法の焦点とは『その規定が顧慮する対象』であり」、この対象には、当該規定による「『規制』が想定されている」行為や、『保護』または『是正』が想定されている者が含まれることがある。 *WesternGeco LLC v. ION Geophysical Corp.*, 585, U.S. ___, ___ (2018) (slip op., at 6) (変更箇所は省略)。

制定法の焦点が特定されたことで第2段階が終了するわけではない。当裁判所が繰り返し明示的に判示してきたことであるが、裁判所は「制定法の『焦点』を特定し、かつ、その焦点に関する行為が合衆国の領内で発生したか否かを判断しなければならない」。*Id.*, at ___ (slip. op., at 5) (強調記号は筆者による) ; *accord, RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337 等。ゆえに、制定法の域内適用に関わる請求を立証するためには、「原告は『制定法の焦点に関する行為が合衆国内で発生したこと』を立証しなければならない。」 *Nestlé*, 593 U.S., at ___ (slip op., at 3-4) (強調記号は筆者による) ; 参照：*WesternGeco*, 585 U.S., at ___ (slip op., at 6-8) (侵害行為---制定法の焦点に関する行為---が合衆国内で実行されたことを理由として請求内容は特許法の域内適用であると判示した部分) ; *Morrison*, 561 U.S., at 266-267, 271-273 (争点となった「売買取引」が合衆国外で行われたという理由で請求内容は証券取引法の域外適用であると結論した部分) 。

² 当裁判所が以前に述べているように、裁判所がこれらのステップを実行する順番は特に問われない。参照：*Yegiazaryan v. Smagin*, 599 U.S. ___, ___-___, n.2 (2023) (slip op., at 6-7, n.2) 等。

裁判所の意見

第 2 段階は、国内での行為と国外での行為の両方に関わる請求に対して域外適用否定の推定を適用するにあたって問題になる行為とならない行為を分別することを意図したものである。要するに、国内での行為について請求が成立しない可能性があるのに域外適用否定の推定を論じても無意味であろうと当裁判所は長年認識していたのである。参照：*Morrison*, 561 U.S., at 266。従つて、「『制定法の焦点に関係する行為が合衆国内で発生していた場合、たとえ他の行為が国外で発生していたとしても、その訴訟は『当該規定の『許容される域内適用に関わるものである』』。*WesternGeco*, 585 U.S., at ___ (slip op., at 6) (*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337 を引用)。『関連の行為が他の国で発生していた場合、『合衆国の法域外で発生した他の行為に関わらず、その訴訟は許容されない域外適用に関わるものである』』。*WesternGeco*, 585 U.S., at ___ (slip op., at 6 (*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337 を引用))。もちろん、「違反に関係する」すべての行為が「『合衆国外で発生していた』」場合、裁判所が「制定法の『焦点』について……判断する必要はない」。*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337。そのような状況では、焦点に関係しうる行為は国内で全く発生していないはずであるから、焦点に関する判断基準はフィルターとしての役割を果たさないことになる。参照：*Nestlé*, 593 U.S., at ___-___ (slip op., at 6-8) ; *Kiobel*, 569 U.S., at 124 等。

B

確立された上記のフレームワークを念頭に置いた場合、最初に問題となるのは、本件に関係するランハム法の規定（第 1114 条(1)(a)、第 1125 条(a)(1)を参照）が、それらの域外適用を示唆するような「明瞭で断定的な指示」を提供しているか否かという点である。*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337。³ いずれの規定も、そのような指示を提供していない。

「域外適用に関する明示的な言明が存在しないにも拘わらず域外での効力が明白に証明される規定は稀である」（*Id.*, at 340）。当裁判所は *RJR Nabisco* 事件の判決において、当裁判所のフレームワークの第 1 段階では明確性（clarity）が求められると説明している。この判決の中で当裁判所は、威力脅迫・腐敗組織法（Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act）はある種の状況においては域外にも適用されうると判示した。同法が規定する前提犯罪（predicate offenses；犯罪収益の源泉となる犯罪）の多くが「少なくとも外国でなされる何らかの行為に該当することは明らか」であり、「少なくとも一つの前提犯罪は……合衆国外でなされた行為のみに該当する」からである（*Id.*, at 338）。

本件においては争点となった規定は、いずれも域外適用に関する明示的な言明を含んでおらず、それらの規定が明示的な言明無しに域外で適用される「稀

³ 本件では、「statute」（制定法）が域外に適用されるか否かという言い方が用いられることがあるが、上記の 2 段階の分析は、訴訟に関わる個々の規定のレベルで適用される。参照：*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 346 ; *Morrison v. National Australia Bank Ltd.*, 561 U.S. 247, 264-265 (2010) 等。

裁判所の意見

な」(rare) 規定の一つであることを示す明瞭な兆候も存在しない。問題の二つの規定は単に、商標の使用が「混同を惹起する可能性がある」場合において、議会が定めた状況下で「商取引において」保護対象の商標を使用することを禁じているだけである。第 1114 条(1)(a)、第 1125 条(a)(1)。

いずれの規定もそれ自体としては域外適用を示唆していないことを *Hetronic* は認識していたが、要件となる域外適用の示唆はランハム法の「商取引」(Commerce) の定義に見出すことが可能であり、それは両方の規定に適用されると主張した。同法の定義によれば、「『商取引』という語は、連邦議会が合法的に規制することができるすべての商取引を意味する」(第 1127 条)。*Hetronic* は、この定義が域外適用否定の推定を覆すに十分な根拠となるとする理由を二つ挙げている。第 1 に、連邦議会は外国通商条項 (Foreign Commerce Clause) に基づき外国での行為を合法的に規制することができるため、定義の文言を自然に解釈すれば域外適用可能という結論が導かれるとして *Hetronic* は主張する。第 2 に、この定義が合衆国法典の中でもユニークなものであり、他の法律の「定型的」と言うべき「商取引」の定義とは異なっているという事実により、域外適用が可能であることが確認される、と *Hetronic* は強調している。Brief for Respondent 23。

以上の理由はいずれも十分ではない。当裁判所が域外適用否定の推定を適用する際には、「商取引」という語の定義の中で「『外国での商取引』(foreign commerce) に明示的に言及している……制定法の規定ですら」域外で適用できないことがある、と「当裁判所は繰り返し判示してきた」。*Morrison*, 561 U.S., at 262-263；併せて参照：*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 344。この結論が *Hetronic* の主張を頓挫させこととなった。制定法が「外国での商取引」に明示的に言及しているというだけでは、域外適用否定の推定を覆すには十分でない。「商取引」の定義の中に外国での商取引を連邦議会が規制する権限への言及が含まれている場合についても同じことが言えるはずである。問題の規定が連邦議会による規制が可能な「すべて」の商取引に言及しているというだけの理由で、結果が変わってくるわけではない（参照：*Kiobel*, 569 U.S., at 118（「『あらゆる』(any)、『すべての』(every) 等の一般的な文言によって域外適用否定の推定が覆されることはないという認識は十分に確立されている」）。それに、他の制定法で使われている所謂「定型的な」定義とは異なるが実質的に類似した定義がランハム法に含まれているという事実だけで、上記と異なる結論を正当化することもできない。

C

第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)は域外適用されない規定であるため、当裁判所は、請求がこれら規定の「域内での」(domestic) 適用に関わる場合を検討しなければならない。前述したように、適正な分析を行うためには、個々の規定の焦点を判断した上で、「『[規定の] 焦点に関係する行為が合衆国で発生した』こと」(*Nestlé*, 593 U.S., at ____ (slip op., at 5)) を *Hetronic* が立証することが可能か否かを確認する必要がある。

裁判所の意見

本件における当事者間の論争の大半はこの重要なポイントを見失っており、関連規定の「焦点」を中心として議論が展開され、「その焦点に關係する行為」に関する議論がなされていない。*WesternGeco*, 585 U.S., at __ (Slip Op., at 5)。第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)の焦点は商標の侵害的使用の禁止であると *Abitron* は主張し、これに対し *Hetronic* は、商標権者の営業上の信用 (goodwill) の保護と消費者による混同の防止の二つが両規定の焦点であると主張している。法廷助言者 (*amicus curiae*) として意見を提出した合衆国は、これらの規定の焦点は専ら消費者側の混同可能性にあると主張している。

当事者全員が自らの主張の根拠を *Steele v. Bulova Watch Co.*, 344 U.S. 280 (1952)に求めており、この判例が本件に役立つことはほとんどない。*Steele* 事件において当裁判所が審理した訴訟においては、被告が米国とメキシコの両国における活動を通じて合衆国内で保護されている商標を刻印した腕時計の製造販売を行うことによりランハム法に違反したとの主張がなされた。当裁判所は請求手続の進行を許可したが、その分析は上述の 2 段階のフレームワークに従つたものではなかった。それは当然のことで、我々がこのフレームワークを考案したのは、それから何十年もの時を経てからである。適切なフレームワークがなかったために当裁判所の判断は広い視野に欠けており、具体的な細かい事実に大きく依存していた。当時の最高裁は、「全体としてみた場合……記録に示された事実」は域外適用否定の推定を覆すに十分であるという判決に辿り着いた (*Id.*, at 285)。この結論を導き出すにあたり当裁判所が繰り返し強調していたのは、被告が自らの侵害行為の過程で「基本的な段階」(essential step) を合衆国内で実行しており、同人の行為は合衆国の消費者に混同を生じさせる可能性があり、実際にそのような混同を生じさせたという点であった⁴ (*Id.*, at 286-287 ; accord, *id.*, at 286 「被告の活動とその効果は外国の領域内に限定されていなかった」 ; *id.*, at 288 (「申立人は、『自らの意図的な行為により、合衆国内のあちこちで禁止された結果を引き起こした』」(変更箇所は省略) 等。*Steele* 事件は国内での行為と国内における混同発生の可能性の両方に關係しているため、どちらが第 1114 条(1)(a)と第 1125 条(a)(1)の域内適用を決定するのか判然としない)。

そこで *Steele* 事件はひとまず慮外するとして、第 1114 条(1)(a)と第 1125 条(a)(1)の「焦点」 (focus) をめぐって当事者間で展開された個々の論争 (両者の訴訟準備書面に記録されている) は、この問題を極め尽くしていないと我々は考えている。許容される域内適用に関して究極的な問題となるのは、制定法の焦点 (focus) に關係する行為が実行された場所である。参照 : *RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337 等。各当事者がいずれの焦点を選ぶかに関わらず、それぞれの焦点に關係する行為 (conduct) とは、ランハム法が定義するところの「商取引における侵害的な使用」である。

⁴ たとえば、商標権者の「テキサスの販売代理人は、〔米国〕貴金属小売商から数多くの苦情を受け取ることとなった……これら小売商の顧客たちが修理を依頼してきた」ブランド物の腕時計に「欠陥があった」からである。*Steele*, 344 U.S., at 285 ; accord, *Bulova Watch Co. v. Steele*, 194 F.2d 567, 571 (CA5 1952)。

裁判所の意見

この結論は、第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)の条文と文脈から導かれる。問題の二つの規定はいずれも、保護された商標の「商取引における」不正な「使用」が「混同を惹起する可能性がある」場合に、そのような使用を禁じている。第 1114 条(1)(a), 第 1125 条(a)(1)。言い換えれば、連邦議会がここで規定している商取引における商標の使用には、一定の条件が付されている。もちろん、問題の規定によって禁止される行為は混同に関して十分なリスクを生じさせるものでなければならぬが、混同が独立した要件となっている訳ではない。どちらかといえば、混同は単に、侵害に相当する使用が必ず備えていける特徴なのである。⁵連邦議会は特定の行為（商取引における特定の種類の使用）に基づく法的責任を定めているが、その特定の行為こそが本日の弁論で提示された焦点すべてに関係する行為だと言えよう。参照：*WesternGeco*, 585 U.S., at ____ (slip op., at 6-8)。

要するに、本件が当裁判所に持ち込まれた時点で、第 1114 条(1)(a)と第 1125 条(a)(1)の潜在的な焦点が何であろうと、その焦点に関係する行為は「商取引における使用」である。商取引において連邦議会が示したやり方で商標が使用される度にいずれかの規定の違反が発生する、と連邦議会は考えていたからである。現実の混同の発生が要件となっているわけではない。つまり、域外適用に関する当裁判所の基準の第 2 段階においては、「商取引における使用」が、これらランハム法の規定の域外適用と域内適用を分かつ境界線を提供することになる。

III

最高裁の先例を単純に適用することに難色を示すソトマイヨール判事は、域外適用に関する当裁判所のフレームワークの第 2 段階では、専ら「制定法の焦点の対象が合衆国内で見出されるか否か（または発生するか否か）」が判断基準となっていると結論した。*Post*, at 5 (判決同意意見)。この焦点一辺倒の基準をランハム法に当てはめた場合に導かれる結論は、合衆国内の消費者に混同が生じる可能性に関わる請求は同法の「域内」適用にあたるということである。このアプローチは不适当である。そんなことをすれば擁護できないほど広い適用

⁵ 問題の二つの規定はいずれも「既に発生した損害ではなく損害発生の『可能性』(likelihood)に言及している」。*Moseley v. V Secret Catalogue, Inc.*, 537 U.S. 418, 432 (2003)。言い換えれば、「侵害を立証するためには、現実に混同が生じる必要はない」。Restatement (Third) of Unfair competition § 23, at 250, Comment b (1993); accord, *id.*, § 23, at 251, Comment d; 4 J. McCarthy, *Trademark and Unfair Competition* § 23:12, at 23-157 (5th ed. 2023)(McCarthy)（「ランハム法に基づき勝訴するためには現実の混同を証明する必要はないというの、既に確立された法規範 (black letter law) となっている。同法は混同の可能性のみを要求しているからである」）。同法の規定はむしろ、一定の「通常の取引過程における誠実な商標使用」のみに賠償責任を制限するための手段として混同を扱っている。15 U.S.C. § 1127（「商取引における使用」を定義した規定）；参照：*Patent and Trademark Office v. Booking, com B.V.*, 591 U.S. ___, ___ (2020) (slip op., at 12)（「[第 1114 条(1)(a)および第 1125(a)(1)に基づく] 競業者による使用は、その使用が消費者に混同を生じさせるおそれがない限り、商標を侵害しない」）。

裁判所の意見

範囲をランハム法に与えることになるだろうし、それによって域外適用に関する当裁判所のフレームワークが損なわれてしまう。

A

規定の「焦点」のみに注目する自らの見解を正当化するため、ソトマイヨール判事は、「外国での行為が関与している場合」であっても「制定法の適用」が域内適用となることがありうると主張している。*Post*, at 7。この主張の趣旨が、単に、外国での何らかの「活動が訴訟に関わっている場合にも」

(*Morrison*, 561 U.S., at 266) 許容される域内適用が発生しうるということだとすれば、それは正論ではあるが正鶴を射ていない。国内での行為と国外での行為の両方が請求に関わっている場合、問題となるのは「制定法の焦点に関する行為が合衆国内でなされたか否か」である。*Nestlé*, 593 U.S., at ___-___ (slip op., at 3-4)。その「行為が合衆国内で発生していた場合、『たとえ他の行為が国外で発生していたとしても』、その訴訟は『当該規定の『許容される域内適用に関わるものである』』」。*WesternGeco*, 585 U.S., at ___ (slip op., at 6)。だが、「焦点に関連する行為が他の国で発生していた場合、合衆国の法域外で発生した他の行為に関わらず、その訴訟は許容されない域外適用に関わるものである」。*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337 ; 参照：*WesternGeco*, 585 U.S., at ___ (slip op., at 6-8) ; *Nestlé*, 593 U.S., at ___-___ (slip op., at 4-5) ; *Morrison*, 561 U.S., at 266-267, 271-273 等。

ソトマイヨール判事の示唆に反して、上記の先例による判示は、「当裁判所が最初から既に示していた、争点となる規定の焦点は行為であるという結論（または判断を伴わない推測）」(*Post*, at 9)に基づくものではない。これらの判示は明らかに当裁判所が明確な形で構築した 2 段階フレームワークの一部をなしているため、個々の訴訟においては、争点となる規定の焦点の分析を開始する前に、分析の前提としてこれらの判示が提示してきた。そのため、当裁判所の判例の中に、前記フレームワークの第 2 段階においては制定法の焦点が判断を決定づけると判示しているものは 1 件もない。それどころか、「違反に関連するすべての行為が『合衆国外で発生していた』場合、裁判所が『制定法の『焦点』について……判断する必要は全くない』と当裁判所は認識してきた。*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337 (*Kiobel*, 569 U.S., at 124 を引用) ; 参照：*Nestlé*, 593 U.S., at ___ (slip op., at 5) (「[外国人不法行為請求権法 (Alien Tort Statute)] の域内適用を妥当とする十分な事実を原告が証明するためには、一般的な企業活動よりも国内でなされた行為を主張しなければならない」) 等。上記の当裁判所の結論と、それを適用した判決は、いずれも焦点一辺倒の判断基準に基づいて説明しえないものである。参照：*Supra*, at 5。

焦点一辺倒のアプローチは、確立された先例からの逸脱という域に留まらず、そのような新アプローチへの取り組みを要求される下級裁判所にとって頭痛の種となるだろう。（ランハム法のような）行為を規制する制定法の場合、当裁判所の 2 段階フレームワークのいずれの段階においても、法規の焦点に関する行為がなされた場所が明瞭なメッセージを提供する。参照：*RJR Nabisco*,

裁判所の意見

579 U.S., at 335, 337。これに対し、ソトマイヨール判事の基準に従った場合、第2段階で問われる問題は専ら「『焦点』のみに基づいて判断される」という趣旨が、訴訟当事者と下級審に教示されることになる。（当裁判所が述べたように）「その焦点は、連邦議会が保護もしくは規制の対象として想定した『行為』もしくは『行為者』もしくは『利益』のいずれであってもよい」。Post, at 8；参照：*WesternGeco*, 585 U.S., at ____ (slip op., at 6)。その結果として、専ら外国での行為のみに関わる請求のほとんどは「域内適用」として再構成することが可能になる。域外適用されない規定に基づく請求のほとんどは、争点となる行為が国内のみで実行されていたとしても、「域外適用」に分類されて拒絶されることがありうる。このような状況は、域外適用否定の推定が提供しようとする安定性の確保とはかけ離れている。

B

ランハム法の域内適用に関するソトマイヨール判事の拡大解釈は、域外適用否定の推定の効果を打ち消してしまうおそれがある。*Morrison* 事件において当裁判所は、「域外適用否定の推定が、まるで臆病な犬のように、国内で発生した何らかの活動が訴訟に絡んでくる度に後ずさりして自分の犬小屋に戻っていくのであれば、この推定は実際には番犬の用をなさないだろう」と警告している（561 U.S., at 266）。ランハム法に基づく請求が、特定の「『効果が合衆国内で発生する可能性がある』」場合には常に域内適用に関係しているというのであれば（Post, at 5-6）、この番犬は吠えないチワワに等しい。このような判断基準の下では、国内で実行される「何らかの」（some）活動が請求に関係している必要すらないかもしれない。この国において効果が発生する可能性があるだけで十分なのである。この基準を本件に適用するならば、域内適用の要件となる合衆国との関係性は、明示的に域外適用される制定法の場合（少なくとも国内において現実の効果を生じさせるものでなければならない）よりも更に薄弱なものとなるだろう。参照：*Hartford Fire Ins. Co. v. California*, 509 U.S. 764, 796 (1993)（この事案で争点となった域外適用される規定は「合衆国内で何らかの実質的な効果を発生させることを意図し、かつ、実際にそのような効果を発生させる国外での行為に適用される」と判示）等。

このアプローチは「『国際的な不和』」（International discord）を生じさせるおそれがある。*Kiobel*, 569 U.S., at 124。ほとんどすべての国（合衆国を含む）において、商標法は属地法（場所を基準として適用される法律）である---すなわち、「商標は、それが登録されているか商標として現地で認知されている個々の主権領域において、独立の存在として認識される」。5 McCarthy § 29:1, at 29-4～29-5。それゆえ、自国の国境の内部において商標権を付与し、侵害を取り締まる権限をそれぞれの国が有している。参照：*ibid.* ; *Ingenohl v. Olson & Co.*, 273 U.S. 541, 544 (1927) ; *A Bourjois & Co. v. Katzel*, 260 U.S. 689, 692 (1923) 等。

この原則は、長年にわたって国際法の中に神聖な位置を占めてきた。工業所有権の保護に関するパリ条約（1967年7月14日採択, 21 U.S.T. 1583, T.I.A.S.

裁判所の意見

No.6923)に基づき、「いざれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国において登録された商標から独立したものと見なされ」、「当該商標または商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国」への「輸入」の際に侵害品を押収することが認められる（同条約第6条(3), 第9条(1), *id.*, 1639頁, 1647頁）。パリ条約は、商標権者が他の国の国内法に基づき当該国における商標保護を確保する仕組みについても同様に規定している。同条約第2条(1), 第4条(1)-(2), *id.*, 1631-1632頁；併せて参照：5 McCarthy § 29:1, at 29-6～29-7；国際標章登録に関するマドリッド協定に関する議定書, 1989年6月27日採択, T.I.A.S. No.03-112, S. Treaty Doc. No. 106-41 (1995年12月1日発効)（国内法に基づく商標保護を複数の法域に拡張する制度を規定）。ランハム法は、「商標に関する条約」の実施を意図して制定されたもので（第1127条）上記の属地性を前提として取り入れており、合衆国における外国商標の登録は「本国における登録から独立したものとする」と規定するとともに、当該商標についての合衆国における権利は国内法によって規定される旨を定めている（第1126条(f)）。

商標の属地性ゆえに、（合衆国の商標法が）「他の国の適用法規に合致しない可能性があることは火を見るより明らかであり、連邦議会がそのような法の域外適用を意図したとすれば、『外国の法および手続との抵触という問題に対処する羽目になったことだろう』」。*Morrison*, 561 U.S., at 269。商標の使用---その使用が一つの国に限定されていたとしても---の効果が多くの国に及ぶことはしばしばあるはずだ。さらに、特定の訴訟において消費者の混同という抽象的な概念が具体的にどのような形をとれば十分とされるのかを正確に判断しようとする際には、「政治の領分に属する外交紛争を避けながら慎重に進路をとる」という気の進まない仕事が裁判官に押し付けられることになるだろう。*Jesner v. Arab Bank, PLC*, 584 U.S. ____ (2018) (ゴーサッチ判事の一部同意意見および判決同意意見) (slip op., at 1)。十分な数の国がこのようなアプローチを採用した場合、商標制度は崩壊することだろう。

域内適用と域外適用をめぐる葛藤は、他の主権国家においても消滅することはない。「欧洲連合の域内」および合衆国領外で「発生した侵害行為に対して」ランハム法を適用することに反対する欧洲委員会は、厳肅な調子で当裁判所に警告を与えている。Brief for European Commission on Behalf of the European Union as *Amicus Curiae* 4（強調箇所は筆者による）。同委員会はさらに続けて、「国際条約に基づく義務は合衆国をも平等に拘束する」ことを考えれば、「ドイツ国内で発生した侵害に関する主張を米国が規制する」ことは、「自国の領域外で起きた事件に対する干渉」という「無作法な」行為であろうと述べている。*Id.*, at 28。欧洲委員会を始めとする外国の法廷助言者たちは、「あるシステムが機能するのは、そのシステムに参加しているすべての国が自国の権能に課される制限を含めた各自の義務を尊重している場合のみである」と認識している。*Id.*, at 29；併せて参照：Brief for German Law Professors as *Amicus Curiae* 12；Brief for Guido Westkamp as *Amicus Curiae* 2-3等。かくして、我が国に長く伝わってきた「合衆国の法は国内を支

裁判所の意見

配するが、世界を支配しているわけではない」という警告がまた繰り返されることになるのである。*Microsoft Corp.*, 550 U.S., at 454。

IV

結局のところ、第 1114 条(1)(a)と第 1125 条(a)(1)は合衆国の法域外には適用されず、これらの規定の適用が域外適用と域内適用のどちらに該当するかを識別する基準を提供するのは、「商取引における」商標の侵害的な「使用」である。ランハム法の下では、「『商取引における使用』という語は、商標が「[商標使用者の] 商品の特定および識別……ならびに商品の出所の表示」に役立つ場合に、通常の取引過程において行われる商標の誠実な使用を意味する」（第 1127 条）。⁶下級審の審理内容は、域外適用に関するこのような解釈に合致していないため、当裁判所は控訴審の判決を無効とし、本書の見解に合致する新たな審理を求めて本件を差し戻す。

上記の通り命令する。

⁶ ジャクソン判事は「商取引における使用」について更なる推敲を提案している。*Post*, at 1-4 (判決同意意見) を参照。だが、本件においては当裁判所がこの文言の全容を詳細に詮議する機会がなかった。

ジャクソン判事、判決同意意見

合衆国最高裁判所

事件番号 21-1043

申立人 ABITRON AUSTRIA GMBH 他
対 HETRONIC INTERNATIONAL, INC.

合衆国第 10 巡回区控訴裁判所に対する移送命令

[2023 年 6 月 29 日]

ジャクソン判事は以下のとく判決に同意した。

合衆国法典第 15 編 (15 U.S.C.) の第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)は域外適用されないという当裁判所の見解に小職は同意する。*Ante, at 7.* また、上記の制定法の規定の両方に示されている「商標の『商取引における使用』」がこれらの規定の「域外適用と域内適用を分かつ境界線を提供する」という見解にも同意する。*Ante, at 14.* 今や裁判所は、「商取引における〔商標の〕使用」(第 1127 条) が何を意味するかを詳しく述べる必要はなく、その意味が個々の事案において許容可能な域内適用に関わる問題にどのような影響を与えるかを論議する必要もない。上記の論点について小職の独立した見解を以下に示す。

ランハム法の下で商標を商標たらしめるものがその出所表示機能であることは、付け入る隙がないほど明々白々な事実である。参照：*Jack Daniel's Properties, Inc. v. VIP Products LLC*, 599 U.S. __, __ (2023) (slip op., at 3) ; *Qualitex Co. v. Jacobson Products Co.*, 514 U.S. 159, 162-169 (1995)。つまり、同法にいう商標とは、何らかの「語、名称、記号もしくは図形又はそれらの組合せであって」、「ある者」が「その者の商品を特定し、他人が製造又は販売する商品から当該商品を識別し、当該商品の出所を表示する」ために「使用」するか、「使用を意図」しているものである。第 1127 条；併せて参照：*Qualitex Co.*, 514 U.S., at 162-163 (前記の出所表示機能の重要性を強調した部分)。第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)は、「混同もしくは誤認を惹起するか、他人を欺罔する可能性がある」方法で「商取引において商標を使用している者」に対して、商標権者が訴訟を提起することを認めている。*B&B Hardware, Inc. v. Hargis Industries, Inc.*, 575 U.S. 138, 144 (2015)。

重要な点を挙げれば、同法は「商取引における使用」を「通常の取引過程における誠実な商標の使用」と定義している(第 1127 条)。商標の中核をなす出所表示機能の観点から見ると、連邦議会による同法の構想は、商標的使用(「[被告の]商品もしくはサービスの識別もしくはブランディングのために」シンボルまたはそれと同等な表現を使用すること)と「『非商標的使用』(『出

ジャクソン判事、判決同意意見

所の表示にあたらない方法で『シンボル---商標と同じシンボルであっても---を使用すること）」の区別を具体的に示している。*Jack Daniel's*, 599 U.S., at __ (slip op., at 13)。以上のすべてが、連邦議会が禁じているような---すなわち「出所に関する消費者を混乱させる」という「大罪」を発生させるおそれおそれがある方法による---商標の使用とは何を意味するのかという問題に関して、何らかのヒントを示してくれる。*Id.*, at __ (slip op., at 14)。

平たく言えば、「商取引における使用」とは、商標が最初に表示された場所または商標を表示した商品が最初に販売された場所において完結するものではない。むしろ、商標がその出所表示機能を果たしている場合には常に起こりうることである。商標の「商取引における使用」が開始された後（たとえば商標が表示された商品が販売された時点より後）であっても、それらの商品が取引されるあらゆる時と場所において、当該商標は「商取引において使用」されていることになる。商品が取引に供されている限り、商標は「商品の出所を…特定し、識別する」機能を果たしているからである（第 1127 条）。ここでいう使用とは、抽象的な概念ではない。商標は、取引に供される商品を「特定し、識別する目的で」、商標を商品に表示した「人」（法的人格を有する主体； person）によって使用されるのである。これこそが、第 1114 条(1)(a)および第 1125(a)(1)にいう「商取引における使用」である。

これらの規定の「域外適用と域内適用を分かつ境界線を提供する」のは---連邦議会による商標の定義に従えば---「商取引における使用」であるため（*ante*, at 14）、ある適用が許容される域内適用に当たるか否かの詮議は単純率直なものであるべきだ。商標を付された商品が国内での商取引に供されており、連邦議会が言うような出所表示機能を商標が提供している場合、「その標章を商標として使用している」（*Jack Daniel's*, 599 U.S., at __ (slip op., at 14)）

「人」（第 1127 条）に対して、第 1114 条(1)(a)および第 1125 条(a)(1)の規定を適用することが可能である。だが、その標章が国内での商取引において出所表示機能を果たしていない場合、連邦議会の懸念の対象となる行為は国内で発生しているわけではない。これらの規定の純粹に国内的な適用範囲は、そのような標章の使用者には及ばない。

一つの例を考えてみよう。ドイツのある会社が「Coache」（会社所有者の苗字である）という商標を表示したハンドバッグの製造販売を開始したと想像していただきたい。次に、米国の学生たちが春休みの海外旅行中にそのバッグを購入し、本国に帰った後も私物を持ち運ぶのにそのバッグを使用していた、という状況を想像してほしい。最後に、学生たちがそのバッグを持っているところを Coach 社（米国企業）のお抱え弁護士が目撃し、「Coache」という標章が消費者に混同を生じさせることをおそれて、ランハム法に基づく侵害のかどで上記のドイツ企業を訴えるよう Coach 社を説き伏せたと想像してみよう。それ以上の事実がない限り、そのような訴えは、許容されない域外適用を求める請求となる。「通常の取引過程において」出所表示機能を提供しているという同法の要件を考えれば、学生が持っているバッグに表示された標章は、国内の「商取引において使用」されていないからである（第 1127 条）。

ジャクソン判事、判決同意意見

ここで、上記の事実関係を一点だけ変えてみよう。米国の学生たちは帰国後6週間もすると Coache のバッグに飽きてしまい、そのバッグを米国内で転売した結果、消費者に混同が生じて Coach のブランドに損害を与えたとする。こちらの例では、問題の標章を表示されたバッグは国内での商取引に供されている。ドイツの一企業が自社製のバッグに表示した商標は、海を越えてなおも（今度は故国ではなく米国内の）市場において当該商品を「特定」し、他の商品から「識別」し、「商品の出所を表示する」という機能を果たし続けているのだ。*Ibid.* 従って、このドイツ企業はランハム法にいう意味での「商取引における「[商標の] 使用」を継続していることになり、第 1114 条(1)(a) および第 1125 条(a)(1)の規定に基づく賠償責任が発生する可能性がある。商標の出所表示機能を考えれば、この帰結は大きな意味を持っている。¹

端的に言えば、かつて自社製のバッグに表示した商標が、合衆国内の商取引において、商標の中核をなす出所表示機能を果たしている限り、このドイツ企業はまさに連邦議会が規制しようとしていた行為を…域内において…実行していることになる。従って、合衆国内で実行されたこの行為について、当のドイツ企業が責任を問われるることはありうる…つまり、このドイツ企業が域外適用を根拠として訴えの棄却を求めても成功する見込みはない…この会社が問題のバッグを合衆国内で販売したことではなく、合衆国内の顧客に直接バッグを売ったこともないのに、それでも責任を問われる可能性があるのだ。²

「商取引における使用」の上記のような解釈に従い、小職は当裁判所の意見に全面的に賛同する。

¹ 商標は、それが表示された商品が売買されている限り、企業の営業上の信用 (goodwill) の蓄積を容易にする。出所が表示された商品の製造者は、消費者が当該商品を愛好している限り、その信用がもたらす利益を享受し（参照：*Two Pesos, Inc. v. Taco Cabana, Inc.*, 505 U.S. 763, 774 (1992)）、商標が商取引の対象に関する出所表示機能を果たす度に…取引をめぐる商業的状況の如何を問わず…製造者のもとには利益が流れ込んでくる。

² 商標が表示された商品が、「通常の取引過程において」（第 1127 条）商標が使用されていると言える程度に国内での「商取引に供されている」（in commerce）状態をすべてあげつらうつもりはない。だが、このインターネット時代においては、商標によって出所が表示される品物が物理的に国内に存在していないくとも商標が国内の商取引の中でその真髄である出所表示機能を果たしている、という状態を想像できるだろう。参照：*5 J. McCarthy, Trademarks and Unfair Competition* § 29:56 (5th ed. Supp. 2023)（「合衆国での利用に供されているインターネットサイトの一部をなしている侵害商標の使用は合衆国での侵害商標を見なされる可能性がある」）；*4 id.*, § 25:54.50（「侵害が疑われる商標がインターネット上で使用されている場合、その使用は明らかに『商取引における使用』である」）；*1 id.*, § 3 : 7（「『特定の名称が、インターネット利用者が出所の表示として容易に認識できるような態様で、目立つように表示されている』」場合に「商標としての使用を示す証拠」に関する議論）；*accord, In re Sones*, 590 F.3d 1282, 1288 (CA Fed. 2009)（商取引における使用という要件に関連して、「ウェブサイトは電子版の小売店 [となりうる]、ウェブページは消費者に製品の購入を勧める店員や看板 [となりうる]」と論述）等。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

合衆国最高裁判所

事件番号 21-1043

申立人 ABITRON AUSTRIA GMBH 他
対 HETRONIC INTERNATIONAL, INC.

合衆国第 10 巡回区控訴裁判所に対する移送命令

[2023 年 6 月 29 日]

ソトマイヨール判事は判決同意意見を提出し、首席判事およびケイガン、バレットの各判事がこれに賛同した。

ランハム法の第 32 条(1)(a)および第 43 条(a)(1)(A)は、「混同もしくは誤認を惹起するか、他人を欺罔する可能性がある」商標侵害および不正競争行為を禁止している。60 Stat. 437, 441, as amended, 15 U.S.C. §§ 1114(1)(a), 1125(a)(1)(a)。¹ 本件の争点は、これらの規定が外国でなされた行為に適用されるか否か、適用されるとすればどの程度適用されるのか、ということである。小職は、下級審の判決は無効とすべきであるという多数意見の結論に同意するが、域外適用について当裁判所が本日採用したフレームワークには同意しない。小職の見解によれば、合衆国内において消費者の混同が生じる可能性が存在する場合、ランハム法の第 32 条(1)(a)および第 43 条(a)(1)(A)の規定は国外で実行された行為にも適用される。

I

当裁判所は以前、*Steele v. Bulova Watch Co.*, 344 U.S. 280 (1952) の事案において、ランハム法の域外適用について審理している。この訴訟において当裁判所は、国外で行われたが合衆国内の消費者に混同を生じさせた商標侵害および不正競争行為にランハム法を適用している。参照：*id.*, at 281, 286-287。当裁判所が *Steele* 事件の判決を示したのは 70 年前のことであるため、制定法の域外適用を評価するために当裁判所がその後に考案した 2 段階のフレームワークを当時の最高裁が適用する機会はなかった。だが、このフレームワークを適正に適用すれば、*Steele* 事件の判例と同じ結果が導かれる。フレームワークの第 1 段階について言えば、本件の争点であるランハム法の規定が域外適用否定の推定を示す旨の明瞭な指示は存在しない。だが、第 2 段階については、問題の制定法を域内に適用すると、国内の消費者に混同が生じる可能性が

¹ 簡潔さを期すため、本書においては「混同」、「誤認」もしくは「欺罔」が生じる可能性を、消費者による混同の可能性と総称する。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

あることを原告が立証しうる限りにおいて、域外での適用が認められる可能性が示唆される。

A

Steele 事件では、合衆国で登録済みの商標「Bulova」を腕時計の販売に使用していたニューヨーク州の企業 Bulova Watch Company, Inc. が² Sidney Steele を提訴した。被告はテキサス州に居所を有する合衆国の市民であり、メキシコシティで腕時計の販売業務に従事していた。*Id.*, at 281, 284。「Bulova」の商標がメキシコで登録されていないことを発見した Steele 社はメキシコにおいて当該商標の登録を取得し、合衆国とイスラエルから調達した部品を用いてメキシコ国内で腕時計の組立を行っており、「自社製の腕時計に『Bulova』の文字を刻印した上で原告の製品として販売していた。*Id.*, at 281, 284-285。その結果、「『Bulovas』の偽物がメキシコ国境を経由してこの国に持ち込まれ」、合衆国内で活動していた Bulova Watch Company の販売代理人は、「[テキサス州の] メキシコ国境地帯の貴金属小売商から数多くの苦情を受け取ることになった。これら小売商の顧客たちが欠陥品の Bulovas の修理を依頼してきたので調べてみると実は Bulova 社の製品ではなかった、という事態がしばしば発生したのである」。*Id.*, at 285-286。Steele 社は「合衆国内では違法行為を実行していなかった」。*Id.*, at 282。

Steele 社の「営業と販売努力は外国との国境線の内部に限定されてはいない」という理由で、同社の行為にはランハム法が適用されると当裁判所は判示した。*Id.*, at 286。この際に当裁判所は、*Steele* 社の行為は合衆国内における「Bulova Watch Company の営業上の評判に不利な影響を及ぼす」可能性があると強調している。*Ibid.* これに対し、*Steele* 社が「『Bulova』の商標を刻印する作業を合衆国ではなくメキシコシティで行っていた」という事実は「重要」ではない。*Id.*, at 287。

B

Steele 事件以降、ランハム法の域外適用という問題に対処するため、*Steele* 事件の事実関係を原型として、控訴裁判所はさまざまな判断基準を考案してきた。² 当裁判所も、国外での行為に対して特定の法律の域外適用が可能かどうかを判断するために 2 段階から成るフレームワークを後日に考案した。このフレームワークは「域外適用否定の推定と呼ばれる法律解釈の基本原則」を現実に適用するものである。*RJR Nabisco, Inc. v. European Community*, 579 U.S. 325, 335 (2016)。この推定は、「連邦議会によって制定された法律の適用は、

² 参照：*Trader Joe's Co. v. Hallatt*, 835 F. 3d 960, 969 (CA9 2016); *McBee v. Delica Co.*, 417 F. 3d 107, 111 (CA1 2005); *International Café, S. A. L. v. Hard Rock Café Int'l (U.S.A.) Inc.*, 252 F. 3d 1274, 1278 (CA11 2001); *Aerogroup Int'l, Inc. v. Marlboro Footworks, Ltd.*, 152 F. 3d 948 (CA Fed. 1998); *Nintendo of Am, Inc. v. Aeropower Co.*, 34 F. 3d 246, 250 (CA4 1994); *American Rice, Inc. v. Arkansas Rice Growers Cooperation Assn.*, 701 F. 2d 408, 414, n.8 (CA5 1983); *Vanity Fair Mills, Inc. v. T. Eaton Co.*, 234 F. 2d 633, 642-643 (CA2 1956) 等。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

別段の意図が示されない限り、合衆国の地理的法域内に限定されるべきである」という長年の原則を反映したものである。*Morrison v. National Australia Bank Ltd.*, 561 U.S. 247, 255 (2010) (文中の引用符は省略)。つまり、「一般的に言えば『合衆国の法は国内を支配するが、世界を支配しているわけではない』ということだ」と当裁判所は推測している。*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 335 (*Microsoft Corp. v. AT&T Corp.*, 550 U.S. 437, 454 (2007)を引用)。

このフレームワークに基づき、当裁判所は最初に「[問題の制定法を] 域外適用すべしとの明確かつ断定的な指示」によって「域外適用否定の推定が斥けられているか否か」を判断することになる。*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 337。第1段階において推定が斥けられていない場合、当裁判所は第2段階に進み、「その訴えが制定法の域内適用に関係しているか否か」を判断する。*Ibid.* 域内適用が存在するか否かを判断するにあたり、裁判所は、その制定法の「焦点」(focus) すなわち「その法律が顧慮する対象」が何かを確認しなければならない。*Morrison*, 561 U.S., at 266-267。

以下に説明するように、小職は第1段階において当裁判所が到達した結論には同意するが、第2段階における当裁判所の分析には同意していない。

1

ランハム法の第32条(1)(a)および第43条(a)(1)(A)は、「混同もしくは誤認を惹起するか、他人を欺罔する可能性がある」方法で「商取引において商標を使用している者」に対して、民事上の賠償責任を課している（合衆国法典第1114条(1)(a)、第1125条(a)(1)(A)）。同法は次に「商取引」（commerce）という語は「連邦議会が合法的に規制することができるすべての商取引」を意味するという定義を示している（第1127条）。

当裁判所の先例に基づいて言えば、上記の文言は、第1段階において域外適用否定の推定を覆すには不十分である。「『commerce』という語の定義の中で『外国での商取引』（*foreign commerce*）に明示的に言及している制定法の規定ですら」「域外で」なされた行為すべてに「適用されるわけではない」と当裁判所は繰り返し判示してきた。*Morrison*, 561 U.S. 262-263 (文中の引用符は省略)；併せて参照：*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 334 (制定法に見られる「外国での商取引」への言及は、外国で発生する商取引すべてを文字通り意味しているわけではない)。当裁判所はさらに、「『あらゆる』(any)、『すべての』(every) 等の一般的な文言によって域外適用否定の推定が覆されることはない」と説明している。*Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 569 U.S. 108, 109 (2013)。同じく「すべての」を意味する「all」という語についても有意な違いはない。「この言葉は広がりを与える」が (*Peter v. NantKwest, Inc.*, 589 U.S. ___, ___ (2019) (slip op., at 7))、他の一般的な文言と同様、域外適用否定の推定を斥けるものではない。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

2

第 2 ステップにおける当裁判所の審理は、制定法の規定の焦点 (focus) を中心として展開される。第 1 段階における当裁判所の分析と同様、第 2 段階の審理においてもその規定を取り巻く状況が検討される。当裁判所が「争点となる規定を他の規定から切り離して分析することはない」。*WesternGeco LLC v. ION Geophysical Corp.*, 585, U.S. __, __ (2018) (slip op., at 6)。むしろ、当裁判所は問題の規定を他の関連規定と連携させて (in concert) 検討し、「制定法が現実にどのように適用されてきたか」を考察する。*Ibid.* 制定法の焦点を判断する目的は、その法律の域内適用を構成する要素を評価することである。制定法の焦点となる対象が合衆国内で発見されるか合衆国内で発生した場合、その適用は域内適用となる。参照：*Morrison*, 561 U.S., at 266-267, 273 (「証券取引所法の焦点」が「証券の売買」であるとすれば、それら証券の売買が「合衆国外で発生した場合」、「詐欺が発生した場所」に関わらず、同法の域内適用は存在しない) 等。

ランハム法第 32 条(1)(a)および第 43 条(a)(1)(A)の焦点に関して、当事者はそれぞれ異なる解釈を提示している。申立人が主張する制定法の焦点は、「商取引における」商標の「使用」である。Brief for Petitioner 39。申立人の理論によれば、国外で販売された侵害製品にはランハム法は適用されない。同法が適用されるためには、被告が合衆国に直接製品を販売していなければならぬ。*Id.*, at 44-45。これに対し被申立人は、同法には二つの異なる焦点があると主張している。すなわち、商標権者を風評被害から保護することと、消費者を混同から保護することである。Brief for Respondent 45-48。被申立人の見解によれば、商標権者の風評被害は「[消費者の] 混同が生じた場所や [被告] の行為がなされた場所に結び付いているとは限らない。*Id.*, at 47。商標権者の風評被害は「[商標権者の] 所在地において感じられるものである」と被申立人は主張する。*Ibid.* 法廷助言者 (*amicus curiae*) として訴訟に参加した合衆国政府はいずれの当事者にも加担することなく、中間的な立場を提案している。政府の見解によれば、問題の法の焦点は消費者による混同であるという。参照：Brief for United States as *Amicus Curiae* 14 (United States Brief)。従って、「そのような影響が合衆国内で発生する可能性がある場合には、たとえ被告自身の行為が合衆国以外の場所で実行されていたとしても、ランハム法第 32 条(1)(a)および第 43 条(a)(1)(A)の適用は同法について許容される域内適用となる。*Ibid.*

小職は政府の見解に同意する。ランハム法の第 32 条(1)(a)および第 43 条(a)(1)(A)は、特定のタイプの「商取引における使用」を禁じている。禁じられる使用とは、「混同もしくは誤認を惹起するか、他人を欺罔する可能性がある」使用である (合衆国法典第 1114 条(1)(a)、第 1125 条(a)(1)(A))。つまり制定法は、商取引において特定の使用を禁じることは、消費者を混同から保護するという「同法の目的を実現するための手段に過ぎない」という趣旨を明確にしているのである。*WesternGeco LLC*, 585, U.S. __, __ (slip op., at 8)。換言すれば、「競業者による使用は、その使用が消費者に混同を生じさせるおそれ

ソトマイヨール判事、判決同意意見

がない限り、商標を侵害しない」 *Patent and Trademark Office v. Booking, com B.V.*, 591 U.S. ___, ___ (2020) (slip op., at 12) ; 参照：4 J. McCarthy, *Trademarks and Unfair Competition* § 23:1, p. 23–9 (5th ed. 2023)(McCarthy)（「混同可能性は商標侵害の要石である」）。制定法の焦点が消費者を混同から保護することである以上、合衆国において消費者に混同が生じる可能性があり、かつ、有責性に関する他の条件がすべて立証されている場合、その法律は外国での侵害行為にも適用される。参照：*infra*, at 12。

消費者による混同をランハム法の焦点とする考え方は、*Steele* 事件の判例とも合致する。この判例は被告が外国でなした行為の国内的な「効果」(effect)に着目している。344 U.S. at 286。被告は合衆国内で商標の表示や製品の販売を行っていなかったが、「メキシコ国境を経由してこの国に持ち込まれた偽物の『Bulovas』」がこの国において消費者の混同を引き起こした、と *Steele* 事件の判例は強調している。*Id.*, at 285–287。これらの国内的効果は、「合衆国内における Bulova Watch Company の営業上の評判に不利な影響を及ぼす」可能性がある、と当裁判所は述べている。*Id.*, at 286。言い換えれば、*Steele* 事件の判例は、制定法の条文に従って、侵害製品が当初販売された場所や商標権者が営業していた場所ではなく（この点は本件における申立人および被申立人の見解とは異なる）、被告の外国での行為が合衆国の消費者市場に与えた影響に注目したのである（この点は本件における政府の見解と合致する）。

当裁判所の先例も、外国での行為が関係している場合にさえも制定法の適用が域内適用と見なされることがあるという見解を支持している。たとえば *Morrison* 事件において当裁判所は、1934 年証券取引所法 (48 Stat. 891) の第 10 条(b)が「詐欺行為に対し罰則を科すのは、詐欺行為が合衆国内での証券の『売買に関係している』場合に限られる」と結論している。561 U.S., at 266 (合衆国商標法第 78 条 j(b)を引用)。従って、「証券取引所法の焦点は詐欺が発生した場所ではなく、合衆国内での証券の売買にある」。561 U.S., at 266。「それらの売買取引こそ制定法が顧慮する対象である」*Id.*, at 267。*Morrison* 事件の判例に基づいて言えば、詐欺行為と制定法の焦点（国内における証券の売買）との間に要件となる関係性が存在する場合、外国で行われた虚偽表示は第 10 条(b)の域内適用の対象に含まれる。同様に、商取引における商標の使用が合衆国内で消費者の混同を生じさせる可能性がある場合、問題の行為が外国で発生したとしても、ランハム法の第 32 条(1)(a)および第 43 条(a)(1)(A)に基づいて訴訟を提起することが可能である。

II

当裁判所は、ランハム法は「商取引における使用」を要求しているという申立人の結論に同意する。参照：*ante*, at 7-10。多数意見によれば、「『商取引における使用』がこれらランハム法の規定の域外適用と域内適用を分かつ境界線を提供する」。*Ante*, at 10。多数意見は、実際には同法の焦点に関する立場を明確にしていないし、当裁判所の判例法を適用してもいない。それどころか、

ソトマイヨール判事、判決同意意見

多数意見はその結論を導くにあたって、域外適用に関する当裁判所のフレームワークを、行為のみに着目した近視眼的な判断基準に変質させてしまっている。

具体的にいえば、当裁判所の先例が指示するところに違背し、制定法の焦点を見極めて焦点にあたる事象が見出された場所が国内であるか否かを評価するのではなく、多数意見は第3のステップを加えようとしている。その第3のステップとは、「焦点に関係する行為」(conduct relevant to the focus)が域内で発生したか否かという評価基準である。制定法の焦点が行為ではない場合ですら、この基準が適用されるというのである。*Ante*, at 9。事態をいっそう混乱させているのは、多数意見がこの新たなフレームワークの中間段階を飛ばして、ランハム法の焦点を見定める必要はないと結論していることである。制定法の中で言及されている行為が「商取引における使用」(use in commerce)である以上、「当事者それぞれが自らの好みに従って主張している」「潜在的な焦点が何であろうと、その焦点に関係する行為」とは「商取引における使用」に他ならないからである。*Ibid.*³ 換言すれば、当裁判所の先例に示されていない3段階のフレームワークの下では、制定法が真に顧慮している対象が何であれ、その対象に関係する行為が域外で行われた場合に適用可能な制定法は存在しなくなってしまう。

当裁判所の新規なアプローチは、伝統的な第2段階の分析を、行為のみを問題とする評価基準に変質させるものであり、当裁判所の判例法と直接対立している。制定法の「焦点」とは、連邦議会が保護もしくは規制の対象として想定した「行為」もしくは「行為者」もしくは「利益」のいずれであってもよい、と当裁判所は明示的に認定しているからである。*WesternGeco LLC*, 585 U.S., at ___ (slip op., at 8) (文中の引用符は省略) ;併せて参照：*Morrison*, 561 U.S., at 266 (「証券取引所法の焦点は詐欺が発生した場所ではない」)。要するに、域外適用に関する分析の対象となる制定法すべてが「行為を直接の規制対象にしている」とは限らないのだ。*Kiobel*, 569 U.S., at 116。

本件で当裁判所が朗々と読み上げた域外適用に関するフレームワークは先例に裏付けられていないため、多数派の判事たちは、当裁判所の過去の判決の偏向した解釈に頼って防戦しようとした。多数派は *RJR Nabisco* 事件を援用しているが(参照：*ante*, at 9)、この判例は多数意見の方向性を支持していない。*RJR Nabisco* 事件において当裁判所は、威力脅迫・腐敗組織法(Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act)の民事訴訟に関する規定は要件として「事業もしくは財産の損害」を求めていると述べている(579 U.S., at 354)。そこで当裁判所は、「国内で生じた損害」が存在する限り、この規定の域内適用が存在すると結論したのである。*Ibid.* 換言すれば、当裁判所は同法の焦点が国内において発生しなければならないと判示したのであって、第3のステップを要求したわけではない。

³ 混乱をさらに深めているのは、係争中の規定のうち少なくとも一方は、訴訟原因となる行為として「商取引における使用」以外の行為も挙げているのに、行為のみに注目する多数派の分析の下で問題とされるのは「商取引における使用」のみだということである。合衆国商標法第1114条(1)(a) (「商品またはサービスの販売、販売申し出、頒布もしくは宣伝」)。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

当裁判所は本件において、「制定法の焦点に関する行為が合衆国内で発生すること」が域内適用の要件であると当裁判所が判断した判例を繰り返し引用している。Ante, 4-5, 10。だが、それらの判例では、争点となる規定の焦点は行為であるという結論（または判断を伴わない推測）が最初の段階で既に示されており、焦点に関する行為が国内で発生したか否かの詮議はその後で進められたのである。たとえば *WesternGeco* 事件の場合、当裁判所は特許法第 271 条(f)(2)の域外適用について検討した。この規定は「[原告側の] 侵害の主張の根拠」をなすものであった。585 U.S., at ____ (slip op., at 7)。この規定の「焦点」は「合衆国内における供給または合衆国からの供給を行うこと」である、と当裁判所は結論した。従って、「その焦点に関する」行為とは、被告が「[原告の] 特許を侵害する部品を国内で供給するという行為」である。Id., at ____ (slip op., at 7-8)；併せて参照：*Nestlé USA, Inc. v. Doe*, 593 U.S. ___, ___ (2021) (slip op., at 4-5)（「[制定法の] 『焦点』は国際法に違反する行為である」という判断を伴わない推測を示した上で、法の焦点に関する行為は「コートジボワールで発生した」と結論した）。別の言い方をすれば、当裁判所は、争点となる制定法の焦点が域内で発生したか否かに着目してきたのである。

要するに、多数意見が援用している判例の中に、制定法の域内適用が成立するためには国内での行為が存在しなければならないと断定的に判示したものはない。この要件を「単純」で「確立された先例」と称するのは実態に即していない。Ante, at 10-11。⁴

当裁判所の斬新なアプローチは、連邦議会が規制する権限を有する重要な「利益」(interests) や「人」(parties) を規制する能力を妨げる。*WesternGeco*, 585 U.S., at ____ (slip op., at 6)。制定法の中には、その焦点が厳密には行為でないものもあるし、外国でなされた何らかの行為に関するものもある。比較参照：*F. Hoffmann-La Roche Ltd v. Empagran S.A.*, 542 U.S. 155, 165 (2004)

(合衆国の反トラスト法は「外国で実行された反競争的行為が合衆国内で発生させた反トラスト法上の損害を救済しようとする立法府の努力を反映している」という長年にわたり確立されてきた見解を承認) (文中の強調記号は削除) 等。当裁判所が新たに示した断定的なルールの下では、そのような制定法に関する行為が外国で発生した場合、連邦議会が保護しようとする国内の利益に当該行為が影響を及ぼしているとしても、その制定法を当該行為に適用できない。基本的に、フレームワークの第 2 段階の審理を行ったのみに着目した基準に

⁴ 多数意見は、*RJR Nabisco, Inc. v. European Community*, 579 U.S. 325 (2016) の判例を援用し、「違反に關係するすべての行為が合衆国外で発生していた場合、裁判所が[制定の] 制定法の『焦点』について判断する必要はない」と当裁判所が過去に認定していたと主張している。Ante, at 11 (文中の引用符を一部省略)。*RJR Nabisco* 事件の判例のうち多数派が援用している部分は、単に *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 569 U.S. 108, 109 (2013) の判示内容を説明しているだけである。この判例は第 2 段階には關係していない。*Kiobel* 事件において当裁判所は、争点となった制定法が第 1 段階の分析において域外適用否定の推定を斥けせず、係争中の請求が「単なる法人の所在地」という關係を除けば「合衆国の領土に接触も關係もしていなかった」という理由で、第 2 段階の分析を差し控えると判示していた。Id., at 124-125。*Kiobel* 事件の判例は、第 2 段階の分析においてどのようなケースが制定法の域内適用に相当するかという問題について、何ら指針を提供していない。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

変質させてしまったせいで、当裁判所の新たなルールは、域外適用否定の推定が持つ重要な役割を阻げるものとなる。その役割とは、連邦議会の意図を見定め、国内の利益（合衆国の商標権者および消費者の利益を含む）を保護するために「連邦議会が予見可能な効果を有する法を制定できるような安定した環境を保全する」ことである。*Morrison*, 561 U.S., at 261。

当裁判所の分析は、*Steele* 事件の判例とも合致していない。当裁判所によれば、「*Steele* 事件は国内での行為と国内的な混同発生の可能性の両方に関係している」ため、本件の解決に指針を提供するものではないという。*Ante*, at 8。控訴裁判所の中で、*Steele* 事件をこのように解釈しているところはない。それにはしかるべき理由がある。*Steele* 事件の判例は、外国で遂行された侵害行為が合衆国において消費者に混同を生じさせた場合、その行為はランハム法の適用範囲に入るとはっきり認定している。参照：*supra*, at 2-3, 6-7。⁵多数派の判事たちは、自分たちの偏狭なアプローチに *Steele* 事件が「役立つことはほとんどない」と認定することにより、似たような事実関係にしか適用できない「限定期的な」判例に *Steele* 事件を格下げしてしまっている。*Ante*, at 8。*Steele* 事件は断じてその程度の判例ではない。この判例はランハム法が「合衆国の国境を越えて適用されるか」否かという重大な問題を扱っており（344 U.S. at 285）、70 年以上の期間にわたって域外適用に関する下級審の分析を導いてきたのである。最高裁が、単なるご都合主義によって自らの先例を「慮外」（*put aside*）するようなことがあってはならない。*Ante*, at 8。

当裁判所は自らの判断の根拠を先例に求めることができないため、政策に関する抽象的な考察をめぐらしている。*Steele* 事件の判例や制定法の条文に明白な手掛かりが示されているにも関わらず、多数意見は、ランハム法の焦点が消費者の混同に置かれるとはあり得ないという。行為以外の焦点はあまりにも不確実で、「下級裁判所にとって頭痛の種となるだろう」というのである。*Ante*, at 11。だが、当裁判所の結論は、ランハム法に基づき被告を有責とするためには「ある効果が合衆国内で発生する可能性があるだけ」で十分なのだという不正確な推測に基づいている。*Ante*, at 12（強調記号は削除）。ランハム法が要求しているのは合衆国における混同発生の可能性であり、定義されていない抽象的な「効果」ではない。混同可能性という判断基準は、同法の条文から直接導かれたものである。申立人と当裁判所が認識している通り、混同可能性はランハム法第 32 条(1)(a)および第 43 条(a)(1)(A)に基づく審理の中核に位置している。参照：Brief for Petitioners 47-48；*ante*, at 9。混同可能性を評価する

⁵ 被告が侵害商標を表示する作業を国外で行うための準備段階で腕時計の部品を合衆国からメキシコに輸出していたという限りにおいて、*Steele* 事件は国内でなされた行為に関係している。参照：344 U.S., at 286。しかし、商標が表示されていない腕時計の部品を輸出するという行為は、それだけでは「合衆国内でなされた違法行為」には相当しない。*Id.*, at 282, 287。一方で、被告は侵害行為を国外で実行していた。「被告はメキシコシティにおいて自社製の腕時計に『Bulova』の商標を刻印し、Bulova の製品として販売していた」のである。*Id.*, at 285。当裁判所も、商標未表示の製品の輸出が国内で行われたことがランハム法を国外での販売に適用するための要件だとは判示していない。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

にあたって繊細な評価基準が必要になる場合もあるが、その評価基準は連邦議会が選択しており、いくつもの裁判所がその基準を既に適用している。

更に言えば、訴因が何であれ、原告は、単なる混同可能性を指摘するという以上のことを要求されることになるはずだ。原告は、損害の回復に必要な要素をすべて立証しなければならない。たとえば、「商取引における使用」が規定の焦点でないとしても、制定法は原告に対し、「商取引における使用」の立証を要求する（第 1114 条(1)(a)、第 1125 条(a)(1)(A)）。*Steele* 事件が示しているように、「商取引」（commerce）という語には、連邦議会が規制する権限を有する商取引すべてが含まれるため（第 1127 条）、国外で行われた販売が制定法の適用範囲に含まれることもありうる。併せて参照：*RJR Nabisco*, 579 U.S., at 334（「『国外での商取引』という語は『外国で発生した商取引すべてを文字通り意味している』わけではなく、合衆国と外国との商取引を含め、合衆国に直接関係する商取引を含んでいる」）。⁶しかも原告は一般に、自らが被った「損害の直接的な原因が制定法の違反である」ことを証明しなければならない。*Lexmark Int'l, Inc. v. Static Control Components, Inc.*, 572 U.S. 118, 132 (2014)。従って、ランハム法に基づく損害の回復には「抽象的な消費者の混同があれば十分である」という当裁判所の解釈は誤りである。*Ante*, 14。

また、国内における消費者の混同に重点を置いた評価基準は商標法の属地性に抵触すると当裁判所は結論しているが、この結論も不適当である。参照：*ante*, at 12-14。商標が、「当該商標が登録されているか商標として現地で法律に準拠して認知されている」個々の国において、独立している合法的な存在として認識されることは、属地性の原則によって認められている。5 McCarthy § 29:1, at 29-4～29-5；併せて参照：*Ingenohl v. Olsen & Co.*, 273 U.S. 541, 544 (1927)

（一つの国で保護された商標は「その保護を当該国に依存して」おり、他の場所においては「いかなる権利も与えられない」と指摘）。従って、「公衆に混同を生じさせない権利」など商標権に由来する利益を享受するためには、原告は、自らが保護を求めるとする国において商標権を確保しなければならない。1 McCarthy § 2:10, at 2-24。

合衆国における消費者の混同をランハム法の焦点とすることは、国際的な商標制度に合致している。混同に注目することで、国外での行為に対する同法の適用範囲を、侵害製品によって国内の消費者に混同を生じさせる結果につながる行為に限定する一方で、「外国の領内で生じた混同について救済を提供する権限を当該国の法域に委ねる」ことができる。United States Brief 25-26；参照：Brief for European Commission on Behalf of the European Union as *Amicus Curiae* 6（ドイツを含む欧州連合の域内で発生した侵害に対する評価基準は、合衆国の場合と同様、消費者に混同が生じる可能性があるか否かとい

⁶ 本件では、申立人が合衆国内の買い手に直接販売した製品にランハム法が適用されるか否かという問題をめぐる争いはなかった。参照：Brief for Petitioners 11, 41, 44-45。紛争の中心となったのは、申立人が外国において外国人の買い手に販売した製品である。それら製品の一部については、当該製品の使用が意図される場所として外国人の買い手が合衆国を指定していた。*Steele* 事件で問題となった腕時計と同様、それらの製品も「最終的に合衆国にたどり着いた」のである。Pet. for Cert. 6。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

うことである）。別の言い方をすれば、国内で発生した消費者の混同にランハム法を適用すれば、合衆国領内において合衆国の商標権が提供する利益は増大する。

これに対し、当裁判所のアプローチを採用すれば、いずれは合衆国に侵入して当地で消費者に混同を生じさせることになる侵害製品を被告が国外で販売していても、そのような被告の責任は免除されることになるだろう。だが、結果的に合衆国内の消費者に混同を生じさせる行為は、ランハム法が保護しようとする利益の範囲にはっきりと含まれているのである。⁷

政府のアプローチの結果として発生するおそれがある「国際的不和」(international discord) に関する当裁判所の主張は、単純に過剰反応である。 *Ante, at 12* (文中の引用符は省略)。国内における消費者の混同を一貫して重視している *Steele* 事件の判決は 70 年以上も前に示されたものだが、この判決によって国際的な緊張が生じたことは一度もない。それに、申立人でさえ、合衆国とは関係なく純粋に外国で完結する販売が、合衆国内の消費者に混同を生じさせる可能性は乏しいと認めている。参照 : *Brief for Petitioners 44*。純粋に外国で営業している外国企業も、自らの意思により、法の適正な手続と国際的礼讓の原則に従って、重要な抗弁を構築してきた。それらの抗弁により、対人管轄権の不存在や不便宜法廷地 (*forum non conveniens*) を理由として、合衆国での訴訟を棄却させることも可能であった。参照 : *Piper Aircraft co. v. Reyno*, 454 U.S. 235, 257-261 (1981) 等。⁸

最後に、当裁判所は、合衆国政府の態度によって生じると思われる国際的な「緊張」に関する EU の懸念を裏付けるために欧州委員会が提出した法廷助言者の意見書 (amicus brief) を援用している。 *Ante, 14*。欧州委員会はいずれかの当事者を支持するために意見書を提出したわけではないが、同委員会の意

⁷ ますますグローバル化が進む今日の市場では、商品はさまざまな国を経由して流通し、多国籍ブランドはオンラインで提供され、商標保護の手厚さも世界中のさまざまな地域で異なっている。そんな中で、ランハム法の適用範囲を純粋に国内での活動だけに限定するということは、合衆国の商標権者を十分な保護なしに放り出すということである。比較参照 : *McBee*, 417 F. 3d, at 119 (「米国製品に関わる世界的な権利侵害は米国企業にとって大きな問題となって」おり、「侵害者たちが国際的な協調関係の綻びを利用したり、効果的な……商標法が存在しない国々に潜伏したりという方法で、法執行当局の目を逃れ」ようとする「危険性がある」)。確かに、合衆国に持ち込まれる商品を販売していた被告が外国で営業していた場合に、寄与侵害責任 (contributory liability) の原則に従い、ランハム法に基づいて被告を有責とすることが可能か否かという問題は、当裁判所の本日付の判決では採り上げられていない。参照 : *Tr of Oral Arg. 7-8, 20-21*。それでも、本日の判決は、合衆国の商標権者に対する保護を著しく弱めるものである。当裁判所によるランハム法の限定的な解釈を今後是正するのは連邦議会の役目となる。

⁸ 政府の見解によれば合衆国と最低限の関係しか持たない外国人の被告も適用対象となると当裁判所は示唆しているが、この示唆は不適当である。 *Ante, 12*。本件においても、たとえば第一審の地方裁判所は、当事者間の販売店契約に含まれている法廷地選択条項が管轄権を有する裁判所としてオクラホマ州の裁判所を指定している上、申立人らが意図的に合衆国向けの事業活動を行っていたという理由で、前記の法廷地選択条項に基づいて同地裁に対人管轄権が与えられるのは妥当であると結論している。 *Hetronic Int'l, Inc. v. Hetronic Germany GmnH*, 2015 WL 5569035, *1-*3 (WD Okla., Sept. 22, 2015) ; *Hetronic Int'l, Inc. v. Hetronic Germany GmnH*, 2015 WL 6835428, *2 (WD Okla., Nov. 6, 2015)。本件の控訴審を審理した第 10 巡回区控訴裁判所は上記の一審の判断を支持しており (*Hetronic Int'l, Inc. v. Hetronic Germany GmnH*, 10 F. 4th 1016, 1027-1032 (2021))、申立人側が当裁判所において前記の判断に反対したことはない。

ソトマイヨール判事、判決同意意見

見書は、消費者の混同に注目することで、国際関係を尊重しつつ国内において商標侵害に対する保護を与えるというよりバランスの取れたアプローチが提供されるという訟務長官（Solicitor General）の見解に合致している。域外適用に関する第2段階の分析について、申立人側（および当裁判所）の狭量な見解を支持する意見書を提出した「主権国家」は存在しない。*Ibid.* さらに言えば、そもそも「緊張」など存在しない。欧州委員会が「当裁判所に警告している」（*ibid.*）のは、被申立人の包括的な見解を採用するなということである。被申立人の見解に従えば、国外において消費者に混同を生じさせるような国外での使用は、すべてランハム法の適用範囲に収まってしまう。Brief for European Commission on Behalf of the European Union as *Amicus Curiae* 6（「消費者に混同を生じさせる可能性」が欧州連合の域内に存在する場合、欧州連合において侵害が発生すると説明）。

* * *

国外で行われた申立人の活動が合衆国内で「「混同もしくは誤認を惹起するか、他人を欺罔する可能性がある」ことを被申立人が立証し、かつ、ランハム法に基づく責任の立証に必要な要素すべてを立証することができれば、ランハム法は、被申立人の国外での活動に適用される。合衆国法典第15編第1114条(1)(a)および第1125条(a)(1)(A)。下級審は上記の判断基準を適用していかなかったため、判決の取消と差戻しが必要であるという見解に小職は同意する。だが、当裁判所の判決意見は、差戻しを受ける下級審に対し、ランハム法によっても域外適用に関する当裁判所の伝統的な2段階のフレームワークによっても支持されていない判断基準の適用を指示している。それゆえ小職は、本件の判決主のみに同意する。⁹

⁹ 陪審はすべての訴訟理由（契約違反、州法上の不法行為を含む）について被申立人に有利な評決を答申し、被申立人に1億1,500万ドルを超える損害賠償を認めた。参照：App. To Pet. for Cert. 8a, 134a-137a。ランハム法に基づく請求に関して当裁判所が本日付で示した判決は、申立人が当裁判所において異議を唱えなかった他の請求について認められた救済には影響を及ぼさない。